

テーマについて～響き合う審議を～ 2 回の審議を踏まえて

2020年8月19日

委員 篠塚 力

1. はじめに～根底にある文化と土壌

前回の審議において、金指委員の「実際に携わっている人たちの風土や体質が変わらなければ、なかなか定着していかない。」旨の発言を聞き、目から鱗が落ちる思いがしました。

現在、検察官の倫理、法務行政の透明化、刑事手続(海外からの批判)の3テーマをどう扱うかが検討されていますが、さらに根底には、良い面でもそうでない面でも、3テーマに共通する法務検察の風土と体質、いいかえると、組織としての文化や土壌があるのではないかとの思いに至りました。

2. 3テーマに共通する法務検察の文化と土壌

(1) 検察官の倫理と刑事手続(海外からの批判)

「検察官に話せば分かってくれると思ったが、違っていた。」、これは、えん罪被害者である村木厚子さんの声です。

検察官は有罪立証に傾斜した当事者ではなく、検察官には、被疑者被告人の言葉に耳を傾け、被疑者被告人に有利な証拠も提出して公平公正な審理を実現する役割があるというのが、多くの国民が期待するところであり、検察官に求められている倫理ではないのでしょうか。

そして、そうした規範に反すれば、検察官は懲戒され、そのことによって、公正な刑事裁判や再審の審理が進行することにより、検察の信頼は一層高まることになるのではないのでしょうか。

審判者となる可能性のある市民に向け間違った判断を導くような検察官のコメントを規制する倫理規範が存在する国があります(注1)。

検察の文化と土壌から考察していくことで、検察官の倫理と刑事手続(海外からの批判)を、両者が響き合う議論となるのではないのでしょうか。

(2) 法務行政の透明化と刑事司法(海外からの批判)

第1回の審議において、富山委員は、「実は遡ると組織構造的なところに根っこがある場合が少なくない」、「民主政治の統制下にある法務省」と「政治からの独立性がなきゃいけないという側面」をもつ検察とでは、「幹部として求められている能力が異なるのではないか」「やっぱりどう見ても構造矛盾がある」との指摘がありました。

このことは、検察と法務の文化や土壌が一体化しているが、そこに問題があると理解することができると思います。

検察官の勤務延長問題は、政治が検察の独立という土壌に踏み込んだのではないかということで世間や検察 OB からの批判を浴びました。

同時に、法務省の文書作成と管理が民主政治の事後検証に耐えうるものとして制度化されているのかという疑問が生じました。

そして、検察と法務の文化や土壌が一体化していることは、法務行政が、捜査権限の拡大強化に比重が置かれ、被疑者被告人の権利擁護への比重が軽くなっていることにより、刑事手続における海外からの批判を招いているように思います。

(3) まとめ

村木厚子さんのえん罪事件から10年が経過し、数々の改革改善が試行された中で、検察法務行政の文化と土壌がどこまで変わったかを見据えて審議し提言を行うことが本会議の任務であると考えました。

そういう意味で、予め審議対象を制限するのではなく、委員の良識を信じて、議論が検察法務行政の文化と土壌に達して、議論が自ずと収斂していくことができるよう、絞り込みすぎないテーマ設定をお願いしたいと思います。

注1 指宿信成城大学教授「検察官倫理を考える 国際的な倫理規定の動向とわが国の現状(後半)」自由と正義 2011年2月号・vol62No.2 79頁

「審判者となる可能性のある市民に向けた不適切な陳述

TDRPC3.06 条(d)は、陪審員として奉仕する可能性のある市民に向けて、自分の思いどおりにさせようとしたり(harass)、当惑させる目的で(embarrass)、あるいは、影響を行使する目的で(influence)、間違っただ判断を導くようなコメントをすることを禁じている。これは、事件の起訴時の検察による記者会見や、陪審裁判の選任手続で行われる危険性がある。わが国においても、しばしばマスコミが検察幹部のコメントなどとして出所不明な報道がなされることが多いが、こうしたコメントの内容は当然禁止事項の射程に含まれよう。」

TDRPC: Texas Disciplinary Rules of Professional Conduct (テキサス州専門職規範)

弁護士規律とそれを支える制度

2020年8月26日

法務検察行政刷新会議 御中

委員 篠塚 力

1 規律

弁護士法

第1章 弁護士の使命及び職務

1条 弁護士の使命 2条 弁護士の職務の根本基準

第4章 弁護士の権利及び義務 20条～30条

会則を守る義務, 秘密保持の権利及び義務, 職務を行えない事件, 汚職行為の禁止, 非弁護士との提携の禁止, 係争物の譲受の禁止, 依頼不承諾の通知義務, 営利業務の届出義務等

日弁連会則

第1章 総則 第3条 日弁連の目的—弁護士の品位の保持

第2章 弁護士道徳 10条～16条

職責の自覚, 非違不正の是正, 学術の研究と人格の錬磨, 公私混同の禁止, 弁護士会役員を選任方法, 弁護士の本質, 会規への委任

弁護士職務基本規程(会規) 全13章 82条

第1章 基本倫理 1条～8条

5条 信義誠実(真実の尊重, 誠実義務)

6条 名誉と信用(弁護士は, …常に品位を高めるよう努める)

第2章 一般規律 9条～19条

14条 違法行為の助長の禁止

15条 品位を損なう事業等への参加の禁止

第3章 依頼者との関係における規律 20条～45条

20条 依頼者との関係における自由と独立

21条 依頼者の正当な利益の実現

22条 依頼者の意思の尊重

23条 秘密の秘匿

第4章 刑事弁護における規律 46条～49条

46条 刑事弁護の心構え(最善の弁護活動に努める)

47条 接見の確保と身体拘束からの解放に努める

48条 防御権の説明と不当な制限に対する対抗措置の努力義務

第5章～9章 組織内弁護士における規律, 事件の相手方との関係における規律, 共同事務所における規律, 弁護士法人における規律, 他の弁護士等の規律

第10章 裁判の関係における規律 74条～77条

74条 弁護士は裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

75条 偽証のそそのかしの禁止

76条 裁判手続の遅延の禁止

77条 裁判官等との私的関係の不当利用の禁止

第11章 弁護士会との関係の規律, 第12章 公官署との関係の規律

第13章 解釈指針 実質的解釈 努力目標の条文の特定

2 制度

弁護士法

第8章 懲戒 56条～71条の7

56条 懲戒事由 会則違反, その他職務の内外を問わず品位を失うべき非行があったとき

57条 懲戒の種類 戒告, 2年以内の業務の停止, 退会命令, 除名
綱紀委員会(単位会・日弁連) 弁護士, 裁判官, 検察官, 学識経験者
懲戒委員会(同上) 同上

綱紀審査会(日弁連) 非法曹関係者 11名による

日弁連会則

第8章 懲戒 68条～73条

懲戒の公告・公表, 公官署への通知, 懲戒委員会・綱紀委員会の委員構成

3 苦情窓口

4 弁護士倫理研修

倫理委員会規程及び同規則により, 現在は, 登録初年度, 登録後満3年, 登録後満5年及びその後5年毎の年次に達した会員に倫理研修への参加義務を課している。2017年度の対象会員は9857人, 義務履行者は9737人, 義務履行率は98.8%。

以上